

令和 5 年 5 月 2 9 日

保護者 様

朝霞市立朝霞第四中学校長
稲泉 功

「県民の皆様へ 不祥事根絶に向けた教育長メッセージ」の配布及び
メッセージを踏まえた不祥事絶無に向けた決意・宣言について

新緑の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、埼玉県では教職員の不祥事による懲戒処分件数が昨年度、県全体で 29 件となり、うち、生徒に対するわいせつ行為による免職処分が 3 件ありました。県教育長のメッセージが通知され、それを受けて、本校では本日、自己点検の意味を含めて教職員に教育公務員として守るべき事項を今一度再確認いたしました。

- ① 私たち一人ひとりが教育公務員としての倫理観をしっかりと持ち、責任ある行動をとるよう努めなければならないこと
- ② 個人の問題であっても、それは教育公務員全体の問題として認識されること
- ③ 子供を指導する立場にある教育公務員への社会からの目を、常日頃から自覚することの 3 点です。

学校における教育活動は地域や家庭からの信頼関係の中で施される営みです。しかし、強固な信頼関係が構築されていたとしても、信用を失う行為があれば、一瞬にしてこれまでの信頼関係は瓦解してしまいます。

本校では日頃より、不祥事の絶無について研修をしているところです。このたび、朝霞市教育委員会の指示のもと、県教育長メッセージを踏まえた教員の不祥事ゼロ、不祥事絶無へ向けた決意・宣言を策定しました。本校では次のとおりとします。

「不祥事は起こさない 起こさせない」
～信頼関係の瓦解は一瞬、構築は一日にしてならず～

裏面に県教育長のメッセージを掲載いたしましたのでご確認ください。また以下にメッセージをリンクした URL を掲載しました。不祥事防止は、教職員一人ひとりが対岸の火事ではなく、自分事として重く受けとめることが重要です。今後も、地域から信頼される学校づくりに邁進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

「教育長メッセージ（教職員不祥事根絶ポータルサイト内）」（埼玉県ホームページ）
URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/fusyouji-boushi/main6.html>